

学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の設置を求める 動議

下記により、学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会の設置を求める動議を提出します。

記

1、調査事項

本議会は、地方自治法第 100 条第 1 項の規定により、次の事項について調査するものとする。

- ① 学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する事項

2、特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第 109 条第 1 項及び栃木市議会委員会条例第 6 条第 1 項の規定により、委員 11 名からなる「学校法人陽光学園ひまわり学童クラブ補助金に関する調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

3、調査権限

本議会は、1 に掲げる調査を行うため、地方自治法第 100 条第 1 項及び第 10 項並びに同法第 98 条第 1 項の権限を上記特別委員会に委任する。

4、調査期限

上記特別委員会は、1 に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5、調査費用

本調査に要する費用は、本年度においては 30 万円とする。